

野川地区住居表示検討委員会規約

(目的及び設置)

第1条 野川地区において地域住民等の意見を反映した住居表示事業を実施するため、野川地区住居表示検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 住居表示実施に伴い新たに設定される町の区域及び町の名称に関すること
- (2) 住居表示実施に伴う従来の町の区域の変更に関すること
- (3) その他住居表示実施を検討するにあたり必要な事項

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長5人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(組織)

第4条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 実施予定地区の住民組織等の代表者
 - (2) 関係地区の住民組織等の代表者
 - (3) その他委員会が必要と認める者
- 2 委員は50人以内とする。
 - 3 委員の任期は、野川地区の住居表示実施を検討するにあたり必要な期間とする。
 - 4 任期途中の委員の退任、変更は委員会の承認を必要とする。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席することによって成立する。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、新町界・新町名の案に関する議事については、出席委員の3分の2以上をもって決する。
- 4 委員会の資料、摘録等は川崎市のホームページに掲載する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課が行う。

(委任)

第7条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規約は、平成27年12月15日から施行する。

付 則

この改正規約は、平成28年5月30日から施行する。